

放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による業務規程の届出及び公表の期限を定める

政令要綱

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）附則第四条第一項の政令で定める日は、令和六

年十月三十一日とすること。